

20歳以上60歳未満の国民年金加入の方

国民年金保険料の免除制度

保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。申請者本人、その配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料納付が全額免除または一部免除（4分の3、半額、4分の1）になります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、お早めに申請をしましょう。

令和7年度の保険料免除の受付は7月1日（火）から始まります。令和7年度の免除の承認期間は7月（または国民年金加入開始月）から翌年6月までです。

免除期間中に納める保険料の目安

例えば、単身世帯の方が令和7年度の申請をした場合（下記所得額はあくまでも目安です）

免除の種類	令和6年中の所得額		免除期間中に納める保険料（月額）
全額免除	67万円	→	0円
4分の3免除	88万円	→	4,380円
半額免除	128万円	→	8,760円
4分の1免除	168万円	→	13,130円

窓口

茅野市役所保険課（1階7番窓口）、または岡谷年金事務所

持ち物

- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・本人確認のできる証明書（運転免許証等）
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・失業を理由とするときは、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証などの写し



手続きの流れ

申請してから2～3か月すると、日本年金機構からご自宅に審査結果がハガキで届きます。

全額免除の承認通知書が届いた場合は、納める保険料はありませんが、一部免除の場合は、後日郵送される納付書で保険料を納めてください。一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取ることができなくなったり、年金額が減ったりしますので、ご注意ください。

却下通知書が届いた場合は、お手元の納付書で保険料を納めてください。納付書を紛失した場合は、岡谷年金事務所までご連絡ください。

免除制度の留意点

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額は少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。追納制度については来月号にてご案内予定です。